

ACRONIS

ソフトウェア ライセンス契約書

ACRONIS ソフトウェア（「本ソフトウェア」）をご利用になる前にこのソフトウェアライセンス契約書（「本契約」または「EULA」）をよくお読みください。ACRONIS INTERNATIONAL GMBH（「ACRONIS」または「ライセンサ」）は、個人または法人の利用者（「ライセンシ」または「利用者」）が本契約のすべての条件に同意した場合に限り、利用者に本ソフトウェアのライセンスを付与し、サポートおよびメンテナンスサービス（「本サービス」）を提供します。本契約は、原則として、ACRONISが利用者へ提供する本ソフトウェア向けのあらゆるアップデートもしくはサービスまたは本サービスに適用されますが、これらのアップデートまたはサービスに本契約以外の条件が適用される場合は、この限りではありません。

利用者は、「本契約に同意します」のクリック、本ソフトウェアのダウンロード、インストールおよび/もしくは利用、または本サービスの利用のいずれかを行った時点で、本契約に規定のすべての条件を読んだ上でこれに同意していること、ならびに利用者が前述のいずれかを行うと、利用者とACRONISの間に、法的強制力および拘束力を有する契約が成立することに同意しているものとみなされます。本契約のすべての条件に同意できない場合、利用者は、本ソフトウェアの利用権を取得できないため、直ちに本ソフトウェアの利用を中止して、関連するすべてのソフトウェアおよびファイルを削除してください。

1. ソフトウェア ライセンスの付与

本ソフトウェアに関して支払うべきすべてのライセンス料の支払いが行われた時点で、本契約の条件に従い、ライセンサは所定のライセンスを付与し、ライセンシは所定のライセンスを取得します。なおこのライセンスは、本契約の条件に従ってのみ本ソフトウェアを利用することを許諾内容とする、非独占的かつ移転および譲渡不能（ただし、この移転および譲渡の制限は、現地の法律がこれを禁止していない場合に限り有効となります）な限定ライセンス（「ソフトウェアライセンス」）となります。本ソフトウェアは、所定のライセンス料を支払って購入したソフトウェアライセンスの対象となる特定数のマシンまたは仮想環境のみインストールおよび/または導入してください。また利用者が本ソフトウェアをインストールできる物理マシンおよび仮想環境の数は、利用者が購入した製品の種類に応じてなります。なおシングルソフトウェアライセンスを購入した利用者は、<http://www.acronis.co.jp/company/licensing.html>に掲載されている「Acronisのライセンスポリシー」に別段の定めがない限り、1つの物理マシンまたは仮想環境でのみ本ソフトウェアを利用できます。利用者のソフトウェアライセンスが、1つの物理マシンまたは仮想環境でのみ本ソフトウェアを利用できるライセンスの場合、利用者は、転送元のマシンにインストールされている本ソフトウェアを完全に削除して当該マシン上での以後の利用を中止すれば、新たなマシンにソフトウェアライセンスを移転できます。複数のマシンに本ソフトウェアを導入したい利用者は、導入先に応じて適切なライセンス（または追加のソフトウェアライセンス）を購入してください。なお製品の種類によっては、1度だけ導入でき、利用後に再利用できないものがあります。これらの製品に関する詳しい情報については、Acronis のライセンス ポリシーをご覧ください。

2. ライセンスの範囲

本契約にて用いる「購入」という表現にかかわらず、本ソフトウェアは、本契約に従ってその利用が許諾されるものであり、販売されるものではありません。本契約の目的は、本ソフトウェアの限定ライセンスの付与のみであり、本ソフトウェアもしくは付帯する知的財産権のすべてもしくは一部分の移転、または売却ではありません。利用者は、本ソフトウェアおよび本サービスならびに関連するあらゆる資料およびサービスに付帯するあらゆる権利、権原および受益権をAcronisまたはサードパーティが保有することについて認めるものとします。なお前述の権利等には、本ソフトウェアおよび本サービス、または本ソフトウェアもしくは本サービスを通じて/に/関連して提供されるソフトウェアもしくはコンテンツと、これらのあらゆる機能、アップデート、リリース、改良、バグ修正、次善策、パッチや関連するあらゆる文書および製品パッケージのオリジナル版ならびにあらゆるコピー、一部分、抽出物、選択物、調整物、翻案物、編集物および派生物に付帯する、仕組み、構成およびソースコードに関する権利や、世界中で有効なあらゆる著作権、特許権、営業秘密および他の知的財産権が含まれますが、これらに限定されません。本契約において付与されるライセンスを除き、Acronisは、本ソフトウェアおよび本サービスに関するすべての権利を留保し、本契約に明示されていないいかなるライセンスも付与しません。Acronisは、本ソフトウェア（機能および関連サービスのすべてを含む）のオリジナルおよびすべてのコピーおよびその一部、ならびに関連する文書、製品パッケージのすべてに関わる著作権、特許権、営業秘密および他の知的財産権のすべての唯一の所有権を世界中で保持します。本契約は、利用者に提供される可能性のある本ソフトウェアのすべてのアップデート、アップグレード、リリースまたは改良に適用されます。

利用者は、以下に掲げる行為を自ら行わないこと、他者に行わせないこと、または他者による以下に掲げる行為を承認

もしくは容認しないことについて同意するものとします。(1) 本ソフトウェアまたはその一部分、抽出物、選択物、調整物、翻案物、編集物もしくは派生物について、サードパーティへのサブライセンスの付与、リース、賃貸、貸与、移転または頒布を行うこと。(2) 本ソフトウェアについてエラー訂正、変更、翻案、翻訳もしくは派生物の作成を行うこと。(3) 本ソフトウェアの逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アSEMBルもしくは他の方法で本ソフトウェアからソースコードを引き出そうとすること、本ソフトウェアを人間が読む取ることのできる形式にすること、または何らかの方法で、本ソフトウェアもしくは本ソフトウェアに含まれている/本ソフトウェアを使って生成されたファイルのソースコードかその基幹をなすアイデア、アルゴリズム、ファイル形式またはプログラミング/相互運用性インターフェースを再構築もしくは発見しようとする。ただし、この制限条件にかかわらず、ライセンスから書面による明示的な事前承認を得ることなくこれらの行為を行うことを適用法が明示的に認めている場合は除きます。また前述の行為の成果物は派生成果物となり、その所有権はライセンスのみに帰属します。(4) 他のアプリケーションでの利用を目的として、本ソフトウェアのファイルに含まれているデータを復号するか、当該ファイルの一部分を抽出すること。(5) 本ソフトウェアに付されているもしくは含まれているか、本ソフトウェアを使って/通じてアクセスする、Acronisもしくはサードパーティの製品名、商標権表示、特許権表示、著作権表示、財産権に関する他の表示または所有権の帰属に関する説明文を削除、隠蔽または変更すること。(6) Acronisから書面による明示的な承認を得ることなく、本ソフトウェアを使ってサードパーティ向けのサービスを自ら実施するか、他者による実施を認めること。なおこのサービスは、サービスビューロとしてのサービス、タイムシェアリング方式のサービスもしくは他の方式のサービスのいずれであるかを問いません。または(7) 本ソフトウェアと関係のあるあらゆる情報源から得たパフォーマンス情報もしくは分析結果(ベンチマークを含むが、これに限定されない)を公開すること。利用者は、取得したライセンスの対象となる本ソフトウェアへのアクセス権を有する利用者の関連会社、従業員、代理人およびサードパーティの行為について責任を負うものとします。加えて、本ソフトウェアには特定のサードパーティのコードが付帯する場合があります。このコードを利用する場合には、このコードに付帯するサードパーティのライセンス条件に従ってください。なおこの条件は、<http://kb.acronis.com/content/7696>に掲載されているほか、本ソフトウェアがインストールされているディレクトリのルートディレクトリ内にある license.txt ファイルでも確認できます。

3. 本ソフトウェアのアップデート、サポートおよびメンテナンス

本ソフトウェアをAcronisに登録した利用者は、以下に掲げるものの提供を受けられます。(1) 本ソフトウェアの「パッチ」リリースまたは「ドット」リリース。および(2) Acronisが自社の顧客全般に提供する他の電子サービス(本ソフトウェアに関する一般的な質問への回答を見つけるのに役立つナレッジベース等)。本ソフトウェアを無断で変更すると、本条件が無効となり、本ソフトウェアについて技術的なサポート サービスまたはメンテナンス サービスを提供するAcronisの義務が消滅します。サポートおよびメンテナンスに関するポリシーは随時更新されており、最新のポリシーは、<http://www.acronis.co.jp/support/>に掲載されています。Acronisは、(a) 企業向け製品については、引渡日から1年間、また(b) 個人・個人事業主向け製品については引渡日から30日間、標準的な本サービス(その料金はソフトウェアライセンス料に含まれています)を提供します。なおAcronisでは、企業向け製品について追加の本サービス(有償)も提供しており、このサービスに関する情報も<http://www.acronis.co.jp/support/>に掲載されています。企業向け製品を対象とする本サービスの期間が満了した場合、年払いのサービス料(金額は、各時点で最新の、企業向け製品のライセンス料の30%以下)を支払うことで、引き続き本サービスを受けることができます。なおサービス料は年払いとなり、利用者が途中で本サービスの中止を希望した場合でも返金されません。またAcronisは、利用者に本サービスを受ける資格がない場合、本サービスの提供を拒む権利を留保します。

ACRONISは、利用者から申し出がない限り、本サービスの継続に必要な料金を、本サービスの期間の満了前(および各更新日)に利用者へ自動的に請求することができますので、製品登録時またはACRONISアカウントへのログイン時には、自動更新を「希望する」か「希望しない」かを選択してください。

4. 許される用途および行為

本ソフトウェアまたは本サービスを登録および/または利用した利用者は、以下に掲げる事項について表明および保証したことになります。法的拘束力のある契約を締結し、本契約を遵守するのに必要な法的能力と権限を有していること。ならびに本契約およびあらゆる適用法に従ってのみ本ソフトウェアおよび本サービスを利用すること。個人が事業体または組織に代わって本ソフトウェアまたは本サービスを登録または利用する場合、当該個人は、当該組織に代わって本EULAに同意し当該組織に本EULAを遵守させる正当な権限を有することについて、Acronisに対し、保証、表明および約束するものとします。本ソフトウェアおよび本サービスは、本ソフトウェアおよびサービスに関する契約を締結するのに必要な、適用法に基づく法的能力と権限を有する個人または組織が合法的に利用することのみを想定して提供されません。Acronisは、提供を受ける者が未成年者の場合または適用法が禁じている場合、本ソフトウェアまたは本サービスを提供しません。

以下に掲げる条件は、前述の条件の一般性を制限することなく、適用されます。

(1)

利用者は、本ソフトウェアが米国および他国の輸出規制の対象となる可能性があることを認め、これに同意するほか、米国の輸出関連法規と他国の輸出入関連規制のすべてを遵守することに同意するものとします。また利用者は、本ソフトウェアもしくは本サービスまたはいずれかの直接製品のいかなる部分についても、米国から以下に掲げる国/者への持ち出しもしくは輸出を自ら行ったり、サードパーティによるこれらの行為を認めたりしてはならないほか、以下に掲げる国/者への当該部分の輸出もしくは再輸出を認めてはならないものとします。(a) 禁輸措置対象国もしくはテロ支援国家（またはいずれかの国の国民もしくは居住者）。(b) 米国商務省の輸出禁止対象者リストもしくは米国財務省の特別指定国民リストに記載されている者。または(c) 当該輸出もしくは再輸出が制限されているか禁止されている国、または米国政府もしくはその機関が輸出に先立ち許認可もしくは他の政府承認を取得するよう求めている国（ただし、輸出もしくは再輸出に先立ち当該許認可もしくは承認を得ていない場合に限る）。要求される輸出承認および/または許認可を取得し関連するすべての費用を負担する責任と、米国の輸出関連法規に反する行為についての責任は、利用者のみが負うこととなります。

(2)

キューバ、イラン、スーダン、北朝鮮、シリア、または米国が輸出を禁止している他国の市民、国民または居住者であるか、これらの国の政府の管理下にある利用者は、本ソフトウェアもしくは本サービスを利用できません。利用者は、本ソフトウェアまたは本サービスを利用するたびに、以下に掲げる事項について表明、保証および約束したことになります。(a) 利用者は、米国が輸出を禁止している国の市民、国民または居住者ではなく、当該国の政府の管理下にないこと。(b) 利用者は、前述の国または当該国の市民、国民もしくは居住者へ直接もしくは間接的に輸出もしくは再輸出することを目的に本ソフトウェアをダウンロードしないこと、または当該輸出もしくは再輸出を行わないこと。(c) 利用者は、米国財務省の特別指定国民、特別指定テロリストおよび特別指定麻薬密売人に関するリスト、米国国務省の法定禁輸対象者リスト、または米国商務省の禁輸対象者リスト、禁輸対象団体リストもしくは未証明者リスト/輸出禁止対象者リストに記載されていないこと。(d) 利用者は、前述のリストの被掲載者へ直接もしくは間接的に輸出もしくは再輸出することを目的に本ソフトウェアをダウンロードしないこと、または当該輸出もしくは再輸出を行わないこと。(e) 利用者は、米国の連邦法もしくは州法が禁止している用途（大量破壊兵器である核兵器、化学兵器または生物兵器の開発、設計または製造を含むが、これらに限定されない）に本ソフトウェアを利用せず、当該利用を認めないこと。(f) 本ソフトウェアおよび本サービスは、前述の法律に直接もしくは間接的に反する方法で輸出されないこと、または本ソフトウェアもしくは本サービスは、前述の法律が禁止している用途（核兵器、化学兵器もしくは生物兵器の拡散を含むが、これらに限定されない）に利用されないこと。ならびに(g) 利用者は、児童ポルノ、または米国、スイス、シンガポールおよびライセンスの居住国の関連法に基づき違法である他のコンテンツもしくはデータの生成、保存、バックアップ、頒布かこれらへのアクセスの提供を目的に本ソフトウェアもしくは本サービスを利用しないこと、または他者に対し当該利用を認めないこと。

Acronisは、以下のいずれかに該当する場合でない限り、利用者のファイルを解読しません。(a) Acronisが、相当の根拠に基づき、本ソフトウェアもしくは本サービスに関する問題を解決するには前述の解読が必要だと判断した場合。または(b) Acronisが、相当の根拠に基づき、法律、召喚状、令状、命令もしくは規制に従うには前述の解読が必要だと判断した場合。またAcronisは、利用者のデータに児童ポルノまたは他の禁止されているコンテンツもしくはデータが含まれているか、当該データが違法な用途に利用されているという疑いもしくは確信を持った場合、政府機関に対し当該データへのアクセスを認めることができます。AcronisまたはAcronisの関連会社は、米国または他国のうち、各国の訴訟当事者、法執行機関、裁判所および他の政府機関が、各地域の法律に規定の条件に基づき、自らの管轄区域内に保存されているデータへアクセスする権利を持っており、その結果として、これらの者が、各地域の適用法に基づき、利用者のバックアップデータへアクセスできるような国に置かれているサーバーや他の装置を使って本ソフトウェアまたは本サービスを提供できることについて利用者は認めるものとします。

Acronisは、本ソフトウェアもしくは本サービスを、Acronisが想定していない方法または法律もしくは本契約に反する方法で利用しているとみなした/利用しているという疑いを持ったライセンスもしくは他のユーザーによる本ソフトウェアもしくは本サービスの全部もしくは一部分の利用およびそれらへのアクセスを、自らの判断で拒否する絶対的かつ一方的な権利を持ちます。なおこの拒否には、ライセンスまたは他のユーザーが保有しているAcronisアカウントおよび本ソフトウェアまたは本サービスの利用許諾の効力を一時停止するか消滅させることが含まれますが、これらに限定されません。

5. プライバシーおよびデータの保護

本契約に別段の定めがない限り、本ソフトウェアには、<http://www.acronis.co.jp/company/privacy.html>に掲載されているAcronisのプライバシーポリシーが適用されます。ACRONIS

は、データの削除、紛失または保存失敗についていかなる責任も負わないほか、本サービスおよび/または本サービスを通じて送信もしくは保存されるデータの利用を監視する義務も負いません。またAcronisは、適用法に基づき許される範囲内で、また本契約の条項にかかわらず、従うべき法律、規制、法的手続もしくは政府の要請に従うか、本契約の条件に反する疑いのある行為について調査するために必要となるデータもしくは他の情報の監視、レビュー、保持および/または開示を随時行う権利を留保します。

6. 秘密保持

本ソフトウェアおよび本サービスは、ライセンスの営業秘密を含んでいるライセンスの専有物です。ライセンスは、本ソフトウェアおよび本サービスの秘密性を保持し、自らの最も重要な専有情報に対して払うのと少なくとも同等の注意（いかなる場合でも相当の注意以上の注意）を払って本ソフトウェアおよび本サービスの公開を防がなければならないほか、本契約に基づき明示的に付与された権利を行使するために本契約が認めている従業員または他の当事者へ開示するかアクセス権を提供する場合でない限り、いかなる目的でも、他者に対し、本ソフトウェアもしくは本サービスまたはこれらの一部分を開示するか、これらへのアクセス権を提供してはなりません。

7. 保証

本ソフトウェアを有形メディアに収録して利用者へ提供する場合、Acronisは、当該メディアは通常の方法で利用する限り瑕疵が生じないものであることを、引渡日から90日間保証するため、保証期間内に、当該メディアに瑕疵が生じAcronisへ返品された場合、Acronisは、該当メディアを無償で交換します。またAcronisは、自らが引き渡す本ソフトウェアは、自らが提供するソフトウェア関連文書の内容に従って利用する限り、本ソフトウェアとともに提供するソフトウェア関連文書の内容に反しないものとなることを、引渡日から90日間保証します。保証期間中に、本ソフトウェアが本条の保証事項に反するものとなり、利用者からその旨の報告を受けた場合、Acronisは、自らの判断で以下に掲げるいずれかを行います。(a) 該当する本ソフトウェアを修理する。または (b) 該当する本ソフトウェアを、実質的に同じ機能を有する別のソフトウェアと交換する。なお、本ソフトウェアの利用中における不測の事故や、本ソフトウェアの乱用、無断修理もしくは変更、改良または不正利用等に起因する瑕疵は、本条に規定の保証の対象となりません。また本第7条に規定の保証は、ACRONISが本条に規定の保証に反する製品等を提供した場合に利用者が請求できる唯一かつ排他的な救済となります。

8. 保証の放棄

利用者は、ACRONISおよびサードパーティのソフトウェアおよびサービスを自己責任で利用することと、これらのソフトウェアおよびサービスの品質、性能、正確性ならびに効果が利用者にとって納得できる水準に達しないリスクを許容することについて認め、これに同意するものとします。ACRONISのソフトウェアおよび本サービスは、適用法に基づき許される範囲内で、前述の第7条に規定のメディアに関する限定保証を除き、いかなる保証も付帯せず「現状有姿」で提供されます。ACRONISおよび前述のサードパーティは、法律に基づき許される範囲内で、あらゆる明示保証、黙示保証ならびに法定保証を明示的に放棄します。なおこの保証には、商品性、満足できる品質、特定目的への適合性、ならびに知的財産権の非侵害に関する保証が含まれますが、これらに限定されません。本ソフトウェアは、利用者の判断および自己責任でダウンロードおよび/または利用してください。本ソフトウェアの利用等により利用者のコンピュータシステムが受けた被害またはデータ喪失については、利用者が責任を負うこととなります。ACRONISは、本ソフトウェアもしくは本サービスに含まれる機能が利用者の要求を満たすこと、本ソフトウェアもしくは本サービスに中断もしくはエラーがないこと、または本ソフトウェアもしくは本サービスの欠陥が是正されることについて保証もしくは表明しません。また利用者は、州および国ごとに異なる可能性のある保証に関する他の権利を取得する場合もあります。

9. 責任の制限

いかなる場合においても、ACRONISもしくはその関連会社（サプライヤ、再販売業者もしくはパートナーを含みます）または各社の幹部、従業員、株主もしくは請負業者は、利用者によるACRONISのソフトウェアおよびサービスの利用もしくは利用不能または本契約に起因するか関連する人身傷害またはあらゆる種類の偶発的損害、特別損害、直接的損害または間接的損害（逸失利益、データ喪失、事業中断または他の業務上の損害もしくは損失を含みますが、これらに限定されません）についていかなる責任も負いません。なおこの免責条件は、当該責任がいかなる種類の責任（約定責任、不法行為責任または他の責任）であっても適用されるほか、前述の当事者が前述の損害が生じる可能性について事前に告知されていた場合であっても適用されます。いかなる場合でも、ACRONISまたはその関連会社があらゆる損害について利用者に対し負うべき責任の総額は、該当する損害の発生事由が生じた日の直前12ヵ月間において利用者が本ソフトウェアおよび/または本サービスに関してACRONISに支払った金額を上限とします。なおACRONISは、無償で提供した本ソフトウェアおよび本サービスについては利用者に対しいかなる責任も負いません。上記は、関連する違反行為に関して利用者が請求できる唯一かつ排他的な救済となります。人身傷害に対する責任の制限、または偶発的損害、間接的損害もしくは直接的損害に対する責任の免除に関する条件は、適用法に基づき許される範囲内でのみ適用されま

す。なお前述の放棄および制限に関する条件は、利用者が本ソフトウェア、アップデートまたはアップグレードを受け入れるかどうかを問わず適用されます。

10. 政府がエンドユーザーの場合

本契約は、米国政府またはその代理組織が直接または間接的に調達するすべての本ソフトウェアおよび本サービスに適用されます。本ソフトウェアおよび本サービスは、米国連邦調達規則（FAR）セクション12.212に定義されている市販品および市販サービスに該当するもので、政府は、FARセクション52.22719および米国国防総省連邦調達規則附則（DFARS）セクション227.7202の該当する条項ならびにこれらの後継条項に定義されている制限付権利を取得することとなります。米国政府による利用、複製または開示は、本契約の条件に従ってのみ行う必要があるほか、これらの行為には、市販コンピュータソフトウェアについて政府が取得する制限付権利に関する条項であるFARセクション52.22719のサブパラグラフ（c）に規定の制限が適用されます。

11. 雑則

本契約は、抵触法の規定を除き、また国際物品売買契約に関する国連条約にかかわらず、米国マサチューセッツ州の各法に準拠します。また本契約に基づく訴訟は、マサチューセッツ州の連邦裁判所または州裁判所のみへ提起するものとします。Acronisが本契約に基づく権利を行使しなかったか、本契約の条項の遵守を強制しなかった場合でも、当該権利または強制を放棄したことにはなりません。本契約のいずれかの条項に基づく権利の放棄は、Acronisの署名のある書面をもって行われる場合にのみ有効となります。何らかの理由により、管轄権を有する裁判所が本契約のいずれかの条項または部分について強制力がないと判断する場合においても、本契約の残りの条項は有効に存続します。AcronisプライバシーポリシーおよびAcronisライセンシングポリシーに対する最新のおよび今後のあらゆる改訂を含んでいる本契約（いずれも随時改訂される可能性があります。詳しくは、<http://www.acronis.com/ja-jp/legal.html> をご参照ください）は、本契約の締結目的たる事項に関する両当事者のあらゆる合意事項を含む唯一の法的文書であり、本契約の締結前にまたは締結と同時に書面または口頭にて行われた、当該事項に関するあらゆる約束または合意に優先し、これらに置き代わるものとなります。利用者は、Acronisから書面による事前承認を得ることなく、本契約に基づく利用者の権利または義務をサードパーティに譲渡してはなりません。Acronisは、本契約を自由に譲渡できません。なお前述の条件に反する譲渡または移転は無効となります。

12. Acronis の連絡先

本契約またはプライバシーポリシーに関するお問い合わせは、<http://www.acronis.co.jp/support/> までお寄せください。